

兵庫、昭50不30、昭51.9.10

決 定 書

申立人 X

被申立人 Y（委員長）

主 文

本件申立を却下する。

理 由

申立人X及び被申立人Yは共に共和レザー株式会社の従業員であり、被申立人Yは、申立人Xの所属する共和レザー労働組合の執行委員長であって、申立人Xとの間には雇用関係その他これに準ずる関係は一切存在しない。

したがって、被申立人Yは、労働組合法上の使用者でなく、被申立人適格を有しないものである。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条の規定を適用して、主文のとおり決定する。

昭和51年 9 月10日

兵庫県地方労働委員会

会長 奥 野 久 之